

湖西市農業委員会議事録 (9 月)

招 集 年 月 日		令和 5 年 9 月 15 日（金）							
招 集 の 場 所		防災センター 2 階							
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	9 月 15 日（金） 午後 2 時 00 分				議長	内山 吉朗		
	閉 会	9 月 15 日（金） 午後 2 時 19 分				議長	内山 吉朗		
出席並びに 欠 席 委 員 出席 11 名 （欠席 3 名） 凡例 ○ 出 席 ▲ 欠 席 ▲公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1	菅沼 純一	○	9	山本 敬博	○			
	2	内山 吉朗	▲	10	山本 晴夫	▲			
	3	鈴木 真聡	○	11	石田 学	○			
	4	池田 雅美	○	12	柴田 克芳	○			
	5	疋田 晃久	○	13	太田 達男	▲			
	6	河邊 勝彦	○	14	外山 雅子	○			
	7	石田 浩章	○						
	8	高須 俊夫	○						
会 議 録 署 名 委 員		6 番		河邊 勝彦		8 番		高須 俊夫	
職務のため出席 した者の職氏名		局 長 副主任		工藤 崇裕 朝倉 麻貴		次 長		吉田 善行	
会議に付した事件		1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 題 議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 33 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 34 号 農用地利用集積計画の決定について 4 報告事項 報告第 26 号 農地法第 3 条届出受理について 報告第 27 号 農地法第 5 条届出受理について 報告第 28 号 農業用施設証明願受理について 5 その他 6 閉 会							
会 議 の 経 過		別 紙 の と お り							
備 考									

議 事 の 概 要

(令和 5 年 9 月定例会)

開 会 午 後 2 時 00 分

局 長

みなさんこんにちは。

定刻になりましたので、ただ今から定例会を開会させていただきます。

なお、本日、議席番号 2 番内山吉朗委員、10 番山本晴夫委員、13 番太田達男委員より欠席の連絡を受けております。出席委員数は、定数 14 人のところ 11 人出席でございます。出席者が過半数に達しておりますので、本会が成立することを御報告申し上げます。それでは、山本会長代理からごあいさつを含めまして、開会の宣言をお願いします。

会長代理

こんにちは。雨の晴れ間の農業日和の中、ご出席いただきありがとうございます。それでは、ただいまから湖西市農業委員会 9 月定例会を開会いたします。

局 長

ありがとうございました。

ここからの進行につきましては、議長を山本会長代理をお願いいたします。

議 長

それでは、議事に入る前に議事録署名人を私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは議事録署名人は、議席番号 6 番の河邊勝彦委員と 8 番の高須俊夫委員をお願いをいたします。それでは議事に入ります。

はじめに、「議案第 32 号農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地法第3条の規定による許可申請につきまして、申請件数は3件です。

申請番号29番について説明します。資料は議案書の2ページ番号29番、図面のNo.1、No.2です。申請地は、[] から [] 及び [] に位置する農地で、今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は [] にお住まいの方で、自身の経営農地は15㎡ですが、家庭菜園の経験が10年以上あり里芋、みかん、柿の栽培技術及び知識を習得しています。就農理由は、以前から農業に興味があり、就農して本格的に始めていくためとのことです。権利取得後は、里芋、みかんを栽培する旨の耕作管理計画書及び新規就農計画書が提出されており、世帯3人で年間150日以上耕作を行い、生産量を増やしていく計画から、農地法第3条第2項各号の許可要件をすべて満たすことが見込まれるため、許可相当と考えます。外山委員、補足説明をお願いします。

外山委員

9月9日に松井推進委員と現地を確認してきました。この2人は兄弟で、弟さんが相続したのですが、相続した時点からずっとお兄さんが耕作しているとのことで、湖西用水の支払いもお兄さんが払っているとのことです。今回所有権の移転ということで問題はないかと思います。以上です。

事務局

続きまして申請番号30番について説明します。資料は議案書の2ページ、番号30番及び図面のNo.3です。申請地は、[] から [] に位置する農地で今回譲渡人との間で贈与について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は [] にお住まいの方で2843㎡の農地を年間150日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後は隣接する所有農地とともに、里芋、なすを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、農地法第3条第2項各号の許可要件をすべて満たすことが見込まれるため、許可相当と考えます。柴田委員、補足説明をお願いします。

柴田委員

9月7日に小原推進委員と現地を確認してきました。借り手については現在 [] という年齢になっていまして、この土地は本当にやれるのかというところもあり、進入路がない、それと借り手の所有地がかなりいろいろなど

ころにあって、荒れている土地があるので、このところについて作ることができるのかという3点で確認してきました。まず、この場所につきましては草刈りされていましていつでも耕作できるというような状況でした。進入路がないということなんですけども、進入路をつけてくれるということでそれも解決するという判断で、最後に年齢が高いので本当に耕作が出来るかの懸念について確認したところ、家族ぐるみでということもありまして、マンパワー的に私ひとりじゃないですよという話を聞きましたものですから対応できるかなというところで確認してきました。以上です。

事務局

続きまして申請番号 31 番について説明します。資料は議案書の 2 ページ、番号 31 番及び図面の No. 4 です。申請地は、[REDACTED] から [REDACTED] に位置する農地で今回譲渡人との間で売買について合意したため、申請に及んだものです。譲受人は [REDACTED] にお住まいの方で 4846.68 m²の農地を年間 150 日以上耕作しており、常時従事が認められます。権利取得後はさつまいもを栽培する旨の耕作管理計画書が提出されており、農地法第 3 条第 2 項各号の許可要件をすべて満たすことが見込まれるため、許可相当と考えます。外山委員、説明をお願いします。

外山委員

同じく 9 月 9 日に松井推進委員と現地確認を行いました。図面でもわかるように、自宅のすぐ両脇が申請地で、以前に [REDACTED] さんとお会いしたときに、知らない人に作られるようになって荒らされても、すぐ隣が自宅なので困るから、自分を買って、野菜を作りたいと言っていたので、何ら問題はないかと思います。以上です。

事務局

以上で、農地法第 3 条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願い

いたします。全員の賛成によりまして、議案第 32 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第 33 号農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして、申請件数は 1 件です。

それでは、申請番号 39 番について説明します。資料は議案書の 4 ページ、番号 39 番、図面は No. 5 です。申請者は[]に住む者で、この度、分家住宅を建設するための申請に及んだものです。申請地は[]から[]に位置する農地で、宅地や山林等で分断された小集団の農地であるため、第 2 種農地と判断しました。審査をしたところ、住宅 1 棟 70.96 m²、カーポート 1 棟 26.47 m²を建築することとなっており、敷地面積に対して建蔽率 22%以上で配置計画からみても転用面積は適当と思われます。雨水は既設の民地内側溝へ排出し、污水については、合併浄化槽を経て民地内側溝へ排出する計画であることから周囲への影響は軽微であると判断いたしました。また、申請地の選定に際し代替地の検討がされたこと、都市計画法の許可見込みがあること、資金計画の見込みもあり、転用の確実性も認められることから、許可相当と考えます。鈴木委員、補足説明をお願いします。

鈴木委員

7 日に佐原推進委員と現地を確認してきました。ちょうど地主の方がいらっしゃってお話を伺うことが出来ました。お孫さんの住居を建てるということで、袋地のようになっているんですけども、青い点線のところに接道をつけて出入りできると認識しています。排水、日当たり、風通し等も問題なく、お孫さんのための住宅ですので、特に問題はないかと思います。

事務局

以上で、農地法第 5 条の規定による許可申請についての説明を終わります。

議長

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

質問もないようですので採決をとらせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 33 号につきましては、原案どおり承認することとします。

続きまして「議案第 34 号農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは議案書 6 ページをご覧ください。公告予定が 9 月 20 日の農用地利用集積計画について説明いたします。利用権設定関係の内容は記載のとおりです。合計 2 筆、2210 m²の新規であります。

次に、議案書の 7 ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が 4 筆あります。県の農業振興公社が 4720 m²の農地を 3 名の農地所有者から借り受け、機構のルールに基づき、[] に本社を置く [] に分配を予定するものです。

以上で、農用地利用集積計画についての説明を終わります。

議長

この案件について何か質問はございますか。

(質問がないか確認)

ないようですので採決を取らせていただきます。賛成の方は挙手をお願いいたします。全員の賛成によりまして、議案第 34 号につきましては、原案どおり承認することとします。続きまして報告事項に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書 9 ページをご覧ください。報告事項第 26 号について、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出が 1 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 11 ページをご覧ください。報告事項第 27 号について、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出が 4 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長

専決により書類を受理しました。

続きまして、議案書 13 ページをご覧ください。報告事項第 28 号について、農業用施設証明願が 1 件ありました。内容については記載のとおりです。添付書類も含めて完備していましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

報告は以上です。

議 長 ただいま、事務局から報告事項の説明がありましたが何かご発言がありましたらお願いします。

(質疑なし)

特にご発言もございませんので、ただいまの報告事項はご承知おさください。

以上で本日の議案の審議及び報告事項は全て終了いたしました。

それでは、事務局から次回開催日程を含め、その他連絡事項があればお願いします。

事 務 局 次回の定例会は、10 月 16 日（月）午後 2 時からで、会場は防災センター 2 階となります。

(その他連絡事項)

議 長 他にみなさまから何かあればお願いいたします。なければ、以上をもちまして湖西市農業委員会 9 月定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。

閉会時間 午後 2 時 19 分

湖西市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により署名する。

湖 西 市 農 業 委 員 会

議 長 山本 敬博

委 員 河邊 勝彦

委 員 高須 俊夫